

条例 Q & A (令和3年3月)

以下で掲載している質問例は、土砂条例についてのよくある問い合わせをまとめたものです。

1 全般

Q1-1 土砂の定義を規定していないが、土砂とはどういうものなのか。

法制的に土砂を定義しているものではなく、全体として、土砂とみなせるかどうかで判断します。有価物か無価物かは問いません。また、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは、土砂に該当しません。

Q1-2 この条例で使用されている「建設工事」、「発注者」、「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」、「土砂の堆積」の定義は。

「建設工事」とは、掘削、浚渫等の土砂の掘削に関する工事だけではなく、建設業法別表第1上欄に掲げる工事に関するものをいいます。また、営業として行うもの、請け負って行うもの等に限定しません。

「発注者」とは、公共工事、民間工事を問わず建設工事を注文する者をいいますが、元請負人が受注した工事を下請負人に発注する場合の当該元請負人は、発注者とはなりません。

「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」とは、例えば、建設会社が自社ビルを自ら建設する場合等です。

「土砂の堆積」とは、土地へ土砂を堆積する行為です。これには土砂で山間部の谷地を埋め立てる、いわゆる「発生土処分場」だけではなく、農地や宅地の造成等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土をおこなう行為（土地の整地等の行為も含む。）やストックヤード等、土砂を堆積している行為も対象とします。

なお、公有水面の埋め立て行為、建物等の構造物内での土砂の堆積のほか、屋外においても、土砂入りの袋の積み上げは土砂の堆積に含みません。

Q1-3 改良土は土砂に含まれるか。

土砂に含みます。性状が土砂であれば、前述したとおり有価物か無価物かに関わらず土砂として規制の対象としています。

Q1-4 製品である改良土を製造するための土砂の堆積は、製品の製造又は加工のための原材料の堆積なので、土砂の堆積に含まれないと解してよいか。

製品にはセメントや陶器が考えられますが、土砂である改良土はここでいう製品には含まれません。よって、改良土を製造するための土砂の堆積は、土砂の堆積に含まれます。

Q1-5 土質改良プラントとはどういうものか。

「定置式である」、「ふるいの設備があること」、「添加剤として、生石灰・セメント系固化材等を用い、一定量混合できる設備があること」、以上を満たしたプラントのことです。

2 土砂の排出関係

Q2-1 土砂を排出して、その土砂を事業区域の近くの土地に仮置きする場合、排出の届出は必要か。

「土砂の排出の届出」が必要になります。

なお、仮置きする場所の土地の面積が3,000㎡以上であれば、「土砂の堆積の許可」が必要となります。

Q2-2 県外の建設工事で排出した土砂を県内に持ち込む場合、土砂の排出の届出が必要か。

県外で発生した土砂を県内に持ち込む場合は、「土砂の排出の届出」は、必要ありません。

なお、土砂条例は県内で行われる建設工事を対象としているため、排出先が県外であっても、「土砂の排出の届出」は、必要になります。

Q2-3 建設工事において掘削した土砂1000m³をいったん場外に仮置き（堆積）したあと、まとめて処分するため排出（月間500m³以上）する時は、「土砂の排出の届出」と「堆積した土砂の排出の届出」の両方が必要か。

この場合には両方の届出が必要になります。

Q2-4 建設工事において掘削した土砂5000m³を、場内が狭いため、いったん場外（2～3km離れた場所）に仮置き（堆積面積3000㎡以上）したあと、再度埋め戻しのため現場に戻す場合、「土砂の排出の届出」、「土砂の堆積の許可申請」、「堆積した土砂の排出の届出」は、それぞれ必要か。

「土砂の排出の届出」、「堆積した土砂の排出の届出」及び「土砂の堆積の許可申請」が必要になります。

なお、埋め戻しの面積が3000㎡以上であれば、これについても「土砂の堆積の許可申請」が必要になります。

Q2-5 建設工事に伴って発生する土砂を場外の借り置き場から埋め戻しのために1月間に500m³以上の土砂を敷地へ戻す計画であっても、建設工事における土砂の排出に関する計画の中に仮置きに関する事項を定めておけば、土砂を堆積する者の届出は不要か。

埋め戻しを行うとき、「堆積した土砂の排出の届出」が必要です。

Q2-6 堆積した土砂1800m³を毎月600m³ずつ3か月連続で排出する場合、土砂の排出の届出は毎月必要か。

「堆積した土砂の排出の届出」が毎月必要になります。

Q2-7 地方公共団体が発注する工事で、土砂の排出が条例の規定以上になる場合は、その元請負人は土砂の排出の届出が必要となるのか。

必要になります。

Q2-8 同一の事業区域内の土砂の堆積に用いるために行う土砂の排出について、同一事業区域内と考えられる範囲をどう捉えればよいか。

面的に一体性をもった事業のことです。

Q2-9 建設工事に伴う土砂の排出が500m³以上の時は、土砂排出の届出が必要とあるが、1か月間がどんなに少なくても、総量が500m³以上なら土砂の排出の届出が必要か（例えば毎月100m³を6か月間）。

総量が500m³以上になるならば土砂の排出の届出が必要となります。

Q2-10 堆積した土砂の排出に関して、「土砂の堆積を行う者」とはどういう者をいうのか。

次のような場合が例として想定されますが、堆積の計画、実態に応じて判断します。

- ①他法令の許可に係る堆積→当該許可対象者
- ②他法令の届出に係る堆積→当該届出義務者
- ③ストックヤード、資材置場等→当該場所の管理者
- ④土砂取扱業者→当該土砂の堆積場所の使用権原を有する者
- ⑤その他→自ら堆積を行う者だけでなく、土砂の堆積の施工や管理を他人に任せていても、当該行為を主体的に推進する場合はその者

Q2-11 堆積した土砂を毎月400m³×5か月=2000m³排出する場合は、土砂の排出の届出は不要か。

「堆積した土砂の排出の届出」は必要ありません。

Q2-12 建設工事で、ストックヤードから土砂を排出し、別の場所で盛土工事を行う場合（排出、盛土同一業者）は、届出を行う者は、元請負人が発注者か。

堆積した土砂の排出の届出は、ストックヤードを管理している方が提出することになります。

3 土砂の堆積関係

Q3-1 保安距離の意味を教えてください。

周囲に道水路、宅地がある場合は、境界から土砂の堆積の計画の高さと同じ距離以上後退して、堆積を行わなければなりません。

Q3-2 排出段階での汚染調査は、必要ないのか。

排出段階の汚染調査は義務づけていませんが、土砂の堆積を行う者は、汚染された土砂を土砂の堆積に使用してはなりませんので、汚染がないことを確認しておく必要があります。また、汚染が発見された場合の責任は、堆積している業者が負うものとなります。

Q3-3 「土砂の堆積の許可申請」が必要な面積となる3,000㎡というのは、どの面積をいうのか。

敷地面積ではなく、実際に土砂の堆積、埋立等が行われる土地の区域の面積です。管理事務所、建設資材置き場等で、土砂の堆積を行わない部分の面積は、算入しません。

また、土砂の堆積に係る土地の区域の一部に許可不要となる区域（第16条第1項第2号～第7号に掲げる区域）がある場合は、全体の面積から許可不要となる区域の面積を差し引いた面積で判断します。

Q3-4 隣り合った土地の面積を合計すると3,000㎡以上の面積となるが、個々の土地の面積は3,000㎡未満の場合は、土砂の堆積の許可が必要となるのか。

土砂の堆積を行う土地の区域が一体の区域を構成しているか若しくは一体的な利用が可能な区域かどうかの判断によって許可が必要かどうか決まります。判断にあつては、①物理的の一体性（堆積を行う土地が隣接しているか）、②機能的の一体性（堆積行為が相互に関連しているか）、③事業者の同一性（会社法上の親子会社であるか等）、④施工時期の近接性（先に堆積が行われた土地が既に土地利用されているか等）等を勘案して総合的に判断します。

Q3-5 農地法第5条に基づく使用貸借をとって農転を行う場合は、地権者の同意をもらって業者が「土砂の堆積の許可申請」をするのか。

そのとおりです。なお、地権者が複数の場合は、すべての人の同意が必要になります。

Q3-6 「土砂の堆積の許可申請」の添付書類で、必要な資力及び信用があることを証する書面とは、どんなものを指すのか具体的に教えて欲しい。

- 1 過去の実績…どこで盛り土をおこなったか。
- 2 資金計画…当該工事の収入支出（含む汚染調査費）
- 3 県税納税証明 ①法人事業税（または個人事業税）
②法人県民税（または個人県民税）
- 4 建設業の許可番号…大臣か知事（建設業の許可の写し）

※4は許可を得ている場合には、必要となります。

Q3-7 他法令の許可等により、条例の許可が適用除外となる場合、何か手続きが必要か。

知事への届出が必要となります。なお、他法令では除外とされていても、規則第17条に規定されていない場合は、この条例による許可が必要です。例えば、都市計画法第29条の許可を受けた老人保健施設は、この条例に基づく許可が不要であり、届出をすれば足りませんが、都市計画法の開発許可を不要とされている図書館や公民館等の建設については、本条例の許可が必要となります。

Q3-8 堆積期間が9か月にわたる場合、汚染調査は、いつ行えば良いのか。

6か月目と完了時に汚染調査を行ってください。

Q3-9 農地改良でも同様の登記簿謄本を添付するので、土地の登記簿謄本は、コピーでも良いか。

それぞれ別の許可申請であるので、許可申請書の正本には、登記簿謄本の原本を添付する必要があります。

Q3-10 資金計画書は、どのようなものを提出するのか

収入は、発注者からの請負代金等（付帯工事と一体の金額でも良い）を、支出は、土地の借上料、ダンプ、等原価償却費、人件費、汚染調査費等を記入した計画書を提出してください。

Q3-11 堆積を行う場合の周辺住民への周知は、いつ行えば良いのか。

県に許可申請をした時点で周辺住民へ周知してください。

Q3-12 県内の3,000㎡以上の堆積場所に土砂を県外から元請負人が運ぶ場合に、「土砂の堆積の許可申請」が必要か。

土砂の堆積している者が、土砂の堆積の許可を受ける必要があります。

Q3-13 建設物の土間下埋め戻し土を敷地外から搬入する場合も堆積になるのか。建物周辺のみ
の埋め戻しの場合も堆積になるのか。

いずれの場合も、土砂の堆積に該当します。

Q3-14 「土砂の堆積の許可申請」を受けなければならない面積の判断は、敷地面積ではなく、埋
め戻す部分の面積と考えてよいか。

実際に堆積する面積で判断します。

Q3-15 建設工事現場の埋め戻しでも標識の掲示は必要か。

必要になります。

Q3-16 堆積期間が2年にわたる場合、3か月ごとに土砂の数量等の届出が必要か。6か月ごと
に汚染調査の届出が必要か。

いずれも必要です。

Q3-17 建設工事において許可申請を行う場合、土砂の堆積を行う者とは、元請負人、発注者の
どちらか。

発注者（施主）です。

Q3-18 許可を受けた場合は、すべて、着手及び完了の届出が着手若しくは完了した日から10
日以内に必要なのか。

10日以内に届け出ていただく必要があります。

Q3-19 堆積する土砂の高さは、土砂の堆積前において、土砂の堆積に係る土地と隣接する土地
とに高低差がある場合にあってはその隣接する部分の最低部と土砂の堆積により生じた地表面の最高
部との高低差を土砂の高さとしているが、隣接する部分の最低部とは、どこをいうのか。

隣接する部分の最低部とは、土砂の堆積に係る土地と隣接する部分の最低部を指します。

土砂の堆積に係る土地が隣地境界までであれば、その隣地境界の最低部が隣接する部分の最低部にあ
ります。

Q3-20 同一事業地内での土砂の切り盛りと併せて一部購入土を使用する場合で、購入土を使用する部分の面積が3,000㎡未満であれば、許可は不要か。

同一事業地内での土砂の切り盛りのみであれば許可は不要ですが、一部でも場外から土砂を搬入する場合は、堆積を行う区域全体の面積で判断します。

Q3-21 定期報告の目的は何か。また、「堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を三ヶ月ごとに区分した各期間」とあるが、具体的にはどのように考えれば良いか。

定期報告は、土砂の堆積の進捗状況や土砂の受入残量を把握するために必要なものです。また、土砂の堆積に着手した日から3月後の同日の前日までが1回目の期間となり、具体的には次の例のとおりです。

(例) 平成21年6月20日から同年12月19日までの土砂の堆積

平成21年 6月20日 着手日(1回目の期間の開始日)

平成21年 9月19日 1回目の期間の満了日

平成21年 9月20日 2回目の期間の開始日

平成21年12月19日 2回目の期間の満了日

Q3-22 申請者の資力及び信用があることを証する書面の中に「県税の納税証明書」が挙げられているが、埼玉県外に本社があり、埼玉県内に事業所等がある場合、こういった納税証明書を添付すれば良いか。

法人全体及び埼玉県での申請者の資力及び信用があることを証する書面として、本店がある他県及び事業所等がある埼玉県の納税証明書を添付して下さい。

4 手続き全般

Q4-1 建設工事の場合、提出書類の届出者は、現場の責任者である現場代理人でよいか。それとも工事に関する責任者である工事部長でよいか。もしくは支社の責任者である支社長でよいか。

法人の場合、その代表者です。

会社の代表者の委任状があれば、現地の所長名で届出又は申請は可能です。

Q4-2 JVの場合の届出は、どうするのか。

JVの場合は、JV参加企業の代表者の連名での届出又は申請が必要となります。

Q4-3 提出書類のあて先は、「埼玉県知事」か。

書類の提出先である、各環境管理事務所長あてとなります。

Q4-4 「土地の所在」を記入する場合は、地番と住居表示のどちらを記入すればよいか。

どちらでも構いませんが、添付書類から場所の確認ができるようにして下さい。

また、提出書類の中に複数「土地の所在」を記入する個所がある場合は、地番または住居表示のどちらかに統一して下さい。